

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年3月27日(火) 14:51~14:38
2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員

会長	玉城	増生	
1番	知念	雄二	
2番	西江	正	
3番	知念	正和	
5番	知念	順司	
6番	大城	進	
7番	大城	貴子	
8番	東江	良和	
9番	玉城	正芳	計9名

欠席委員 なし。

3. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について
- 第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 島袋 英樹
主事 崎濱 秀太

平成 30 年 第 3 回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、平成 30 年第 3 回伊江村農業委員会総会を開会します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 事務局よりご報告致します。
委員総数 9 名中、9 名の全委員が出席しております。

議長 只今、事務局より報告のとおり、委員総数 9 名のうち 9 名出席しております。会議規則第 11 条の規定により、本総会は成立することを報告します。本日の議事日程は予め、議席に配布したとおりです。
それでは議事に入ります。

議長 日程の第 1、「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思えます。委員に 3 番知念委員、5 番知念順司委員を指名致します。

日程の第 2、「会期の決定の件」を議題と致します。
本総会の会期は本日 1 日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか？

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日 1 日間に決定しました。

日程の第 3、議案第 1 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。本案について事務局に説明を求めます。

局長 ご説明致します。議案第 1 号「農用地利用集積計画の決定について」。上記の件について下記のとおり申請されていますので、可否の意見を求めます。この案件は村長から農業委員会への意見聴取ということで預かっております。

No.1 譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は 8,557.93 m²。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積 5,834 m²。同じく●。登記地目、宅地。現況地目、畑。地積が 2,723.93 m²。2 筆合計面積が 8,557.93 m²。坪にしますと 2,588 坪。所有権移転売買での案件となっております。坪当たり価格は 2,500 円となっております。

次に No.2、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積 13,398 m²。申請地が●。登記。現況地目共に畑。地積 872 m²。坪にしますと 263 坪。所有権移転売買での案件となっております。坪当たり価格は 5,000 円となっております。

続きまして No.3 譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積 9,346

m²。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積 1,117 m²。坪にしますと 337 坪。所有権移転売買での案件となっております、坪当り価格は 2,000 円となっております。

次にNo.4 譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が 9,582 m²。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積 1,010 m²。坪にしますと 305 坪。所有権移転売買での案件となっております、坪当り価格は 3,000 円となっております。

最後にNo.5 譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が 8,848 m²。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積 551 m²。同じく●。登記、現況地目共に畑。地積 81 m²。2 筆合計面積が 632 m²。坪にしますと 191 坪。所有権移転売買での案件となっております、坪当り価格は 1,500 円となっております。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 異議なし、進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定致しました。

日程の第 4、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 ご説明致します。議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。上記の件について、下記のとおり申請されていますので、可否の決定を求めます。

No.1 譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積 7,528 m²。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積 1,539 m²。坪にしますと 465 坪。所有権移転売買での案件となっております、坪当り価格 3,225 円となっております。

次にNo.2 譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積 7,261.95 m²。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積 569 m²。次に同じく●。登記、現況地目共に畑。地積が 692 m²。同じく●。登記、現況地目共に畑。地積 1,140 m²。続いて●。登記、現況地目共に畑。地積 506 m²。最後に●。登記、現況地目共に畑。地積 2.95 m²。5 筆合計面積が 2,909.95 m²。坪にしますと 880 坪。所有権移転売買での案件となっております、坪当り価格 1,704 円となっております。

続きますしてNo.3 譲受人●さん。譲渡人、●さん。譲受人の経営面積が9,632 m²。申請地が●。登記地目。山林。現況地目、畑。地積が1,845 m²。坪にしますと558坪。所有権移転売買での案件となっております、坪当たり価格3,000円となっております。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 異議なし、進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定致しました。

日程の第5、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 ご説明致します。議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。上記の件について、下記のとおり進達したいので、可否の意見を求めます。

No.1。譲受人●さん。譲渡人●さん。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積が1,101 m²。うち転用面積同じく1,101 m²。坪にしますと333坪。転用目的、農家住宅。使用貸借権での設定となっております。それでは意見書の方を読上げたいと思います。

「農地法第5条第1項の許可申請に係る意見書」でございます。意見決定の理由について読上げたいと思います。「当該申請地は、●に位置し、本村の農業振興地域整備計画においては農用地区域から除外された区域となっている。申請地は、公道に囲まれた区画である街区の総面積に占める宅地の割合が40%を超える第3種農地となっており、転用については適当と認める。」という意見決定の理由を添えて県へ進達したいのですが、皆様のご審議を宜しくお願い致します、以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 異議なし、進行をお願いします。

議長 はい、これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決

定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定致しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。
平成30年第3回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 14:38

署名

会長 玉城 増生 印

3 番 知念 正和 印

5 番 知念 順司 印